

平成 26 年度 第 3 回自立支援協議会議事概要

<日時> 平成 26 年 10 月 14 日（火）午後 2 時 30 分～午後 5 時 00 分

<会場> 東久留米市役所 7 階 701 会議室

<出席者>

奥住委員、河野委員、及川委員、平山委員、小田島委員、長田委員、  
鯨岡委員、磯部委員、有馬委員、高原委員、小林委員、池田委員、  
渡邊委員、野村委員、水谷委員

<事務局> 福祉保健部長、障害福祉課長、地域支援係長、  
障害福祉課職員、さいわい福祉センター職員

<議 題>

1. 報告事項  
住みよいまちづくり部会
2. 協議事項
  - ・ 市民意識調査結果の説明と分析
  - ・ 第 4 期障害福祉計画の策定に向けての重点施策について
  - ・ 事業所アンケート及び団体アンケート（案）
3. その他
  - ・ 共催研修の案内チラシ
  - ・ 後援会の講演要請
  - ・ 事務連絡

**【地域支援係長】** 定刻を過ぎましたので、始めさせていただきたいと思います。

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。平成26年度第3回東久留米市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

最初に、資料の確認をお願いいたします。まず、一番上に置いてあるものが本日の次第になります。次に、資料1が、「第2回自立支援協議会での討議の補足資料」というものになります。資料2が、「平成26年度第2回住みよいまちづくり部会報告」です。それで、資料3なんですけれども、一番下に置いてある、ちょっと分厚い「東久留米市 障害や病気のある方の地域での生活と共生に関する意識調査 調査結果報告書」になります。次が資料4で、「事業者アンケート（案）」です。次が資料5で、「団体アンケート（案）」というものです。次が資料6で、「障害者差別解消法における合理的配慮」（案内チラシ）です。次に、資料7で、「後援等名義使用承認申請書」です。次に、今回の第3回東久留米市地域自立支援協議会の席次表です。最後に、後から資料をつけさせていただいたんですけれども、「平成26年度第2回自立支援協議会の議事概要についての確認」という資料になります。

配付資料は以上になります。もし不足等がございましたら、挙手をお願いいたします。大丈夫ですか。

それでは、会長、よろしく申し上げます。

**【委員長】** 第3回の自立支援協議会を開会いたします。委員の皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。本日の前半は報告事項、後半の中心は、意識調査の最初の集計結果の確認とそれについての皆様のご意見、そしてそれを次の障害福祉計画にどう生かすかという視点などについて重点的に討議したいと思っております。

それでは、早速、報告事項に行きます。まず、住みよいまちづくり部会報告です。部会長、申し上げます。

**【委員】** 資料2のほうを見ていただければと思います。

9月11日に、さいわい福祉センターで行いました。

一応テーマとしては、第3期障害福祉計画の評価が全部終わらなかったということで、残った部分の話し合いをしました。まず、地域生活支援事業について、相談支援事業について、制度の狭間とか情報提供の課題があるんじゃないかという意見が出ました。コミュニケーション支援事業については、もっと市内で手話通訳者をふやす必要があるんじゃないか。移動支援事業は、もっと使いやすい制度にしてほしい。日常生活用具給付事業では、グループホームで

個人の生活用具としてリフトを活用することができたという報告がありました。地域生活支援センター機能強化事業については、さいわい福祉センターで行っている地域活動センターの考え方としては、3年の通過型で、通所訓練なんだけれども、ちょっとこの考え方の整理が必要なのではないかなという意見が出ました。その他の事業では、日中一時支援の実績数が上がっているのは需要が多いため、学齢期の放課後に加え成人期のアフター5の課題がある、医療的ケアが必要な人への対応がなかなかできていないということです。これが福祉計画についての評価でした。

次に、市報折込チラシの作成についてということで、市のほうで説明があって、障害特性を知っていただける内容の方向でやっていこうというふうな話し合いになりました。

以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの報告につきましてご質問、ご意見等ある委員の方、お願いいたします。

よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、第2回の自立支援協議会の討議の際に、確認しておく事項がありましたので、その報告を事務局からお願いします。

**【福祉支援係長】** 資料1のほうから説明をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

施設入所の待機者数ですが、前回ちょっと重度心身障害者施設の待機者が加味されていなかったと思われませんが、今回それを入れて、施設入所の待機者数というのを割り出しております。身体関係で3名、知的関係で3名、重度心身障害者の施設という形で8名の施設入所の待機者がおります。ですから、現在、合計14名の方が施設の入所待ちをされていることとなります。

続きまして、2番目の計画相談支援の件ですが、10月1日の数字が出ましたので、今回資料としてお持ちしております。障害者総合支援法の対象者、要するに障害用サービスを利用している方なんですけれども、対象者は763人で、そのうち計画を導入済みの方が196名です。それから、児童福祉法関係なんですけれども、対象者が146名、障害児の計画を導入している方が38名で、そのうちセルフプランの方が1名おります。10月1日現在で、率に直しますと、合計しますと大体25%ちょっとの率となっております。

続きまして、指定事業所の状況です。障害者向けの特定相談の支援事業所につきましては11事業所、児童関係の特定児童相談事業所につきましては3事業所で、1つの事業所で両方兼ねている事業所もございますので、事業所の合

計としましては11事業所が10月1日現在の数字になっております。11月1日に向けまして、新たに2つの事業所が新規で参入となります。障害者向けの事業所が1事業所、児童向けの事業所が2事業所、このうち、1つの事業所が両方兼ねておりますので、合計しますと2事業所が11月1日から新たに加わります。そうしますと、11月1日現在で合計の市内の事業所は13事業所となります。

以上です。よろしく願いいたします。

**【管理係長】** 3番の就労移行支援の質問があった点について、私のほうから説明をさせていただきます。

裏面の表をごらんください。まず、利用日数と利用人数の平成21年からの数字になりますが、平成21年から平成25年の数値を見てみますと、当初、平成21年、平成22年の数字が出た時点で第3期障害者計画、今の障害福祉計画のほうで策定になったと思うんですけども、そのときにはある意味、数値は右肩上がりになるようなものをイメージして、平成24年から平成26年の目標値を設定したということですが、実績値を見てみますと、必ずしも右肩上がりではなく、数値が減っている年もあるということで、そのあたりが実績値と目標値の間で大きく数字が変わっているという原因と思われま。

また、一番下の支給決定者数は年度末の数値を見ているんですが、平成21年から平成25年の数値を見てみますと、上昇しているという状況ではなく、かなり増減が激しくなっているんですけども、必ずしも利用者数としてふえていることではないと。ただ、平成25年の実績値51人に対して、年度末の支給決定者数が35名となっている点を注目しますと、少なくとも16名の方が年度の間でサービスが終了された、もしくはサービスを利用するのを途中でやめたというような方が入ってきているということで、ここから推測されるのは、利用期間が短い方が多くいらっしゃるのではないかと。

それで、恐らく質問の主旨であったであろう、実績値として利用人数がふえているのに利用日数が少ないのはいい状態なのか悪い状態なのかという点なんですけど、これについてはちょっと個々のケースを追っていかないと何とも言えない、評価ができない部分になると思いますので、少しお時間をいただいて、平成25年度の51名について、その後追い調査をするということで、今後その結果を自立支援協議会の中でご報告させていただきたいと思っております。

以上です。

**【障害福祉課長】** では、もう一つ、前回の自立支援協議会の議事概要の最後のところに、学校卒業後、即、就労Bに関する議論が、相談支援部会の報告を受けて質疑があったと思います。その内容が、知っている方からするとわか

ることだとは思いますが、ホームページで見たときにちょっとわかりにくいかなと思えました。そこで、要約版という形で、どういう質疑があって、改めて関係機関で協議して、そのやり方についてお示ししますという内容で議事概要に載せていこうと思うのですが、それについて、皆さんに議事概要をチェックしていただいた後で恐縮ではありますが、こういう形で要約させていただくことについてご了解いただければと思っております。

**【委員長】** 全部で4点のご報告でございました。1点目は待機者数の数値、2点目は計画相談の人数と事業所数です。3点目が就労移行の人数と日数、最後に就労移行支援についてです。何かご質問等ございますでしょうか。それでは、事務局、どうもありがとうございました。

続きまして、議題に移りたいと思います。

ホチキスどめの厚い資料がアンケート結果の第一次処理です。その概要の把握と、さらなる分析の可能性、そして、これに基づいての障害福祉計画のポイントなどを議論したいと思います。

既にもう委員の皆様には電子ファイルで報告書が送られていることと存じますが、お忙しい委員の皆様ですので、全て丁寧にお目通しされているかについてはなかなか難しいと思います。そこで、まずは結果の概要をコンサルタントより説明していただき内容を共有したいと思います。

**【コンサルタント】** それでは、私のほうから、今回の調査の結果報告ということで説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、まず1ページ目をごらんください。1ページ目に、調査の概要ということで、調査の目的、調査対象等を整理させていただきました。

2番の今回の調査対象としましては、障害のない20歳から65歳までの生産年齢の市民から800名を無作為抽出させていただきました。また、障害や慢性疾患のある方から、次のような障害種別ごとに無作為抽出ということで、下の表にまとめさせていただきました。2,200名を抽出させていただき、アンケートを発送させていただきました。

今回の回収状況としまして、5番をごらんください。障害のない方につきましては、800通配布した中で、有効回収数としては293通の36.6%、障害のある人につきましては、配布数が2,200通、有効回収数が1,294通ということで、有効回収率が58.8%という結果となりました。

ここ以降につきましては、アンケートの結果等を整理させていただきましたので、今回は幾つかピックアップをさせていただいて、発表させていただきたいと思います。

まず、回答者の属性ということで、5ページ目をごらんください。「あなたの

年齢をお聞きします」ということですが、今回の結果の中では、身体障害、難病のある方では、回答者の半数程度が70歳以上であったという結果となっております。

続きまして、ページ数をちょっと飛ばさせていただきます。13ページをごらんください。13ページから21ページにつきましては、それぞれの相談窓口の認知度を聞いた結果となっております。13ページの(1)さいわい福祉センターを知っていますかという設問につきましては、知的障害者の利用が多く、精神障害及び難病のある方からの認知度はやや低いというような結果となっております。また、次のページをめくっていただきますと、(2)めるくまへの部分につきましては、精神障害の方の相談窓口であります。精神疾患のある方からの認知度がやや低いというような結果となっております。21ページまでそれぞれの施設の認知度を整理させていただきます。

少しページが飛びますが、25ページをごらんください。3番の障害への理解についてという部分になります。「障害者虐待防止法により、家庭、職場及び障害者施設において障害者(児)の虐待を発見した市民には、通報義務があることを知っていますか」という設問でございますが、障害の有無にかかわらず、比較的によく知られている結果となりました。障害のある方全体では51%、障害のない方でも53.2%という結果となっております。

続きまして、26ページをごらんください。「あなたは、障害者差別解消法について知っていますか」という設問です。こちらにつきましては、障害の有無にかかわらず、認知度は2割程度にとどまったというような結果となりました。

28ページをごらんください。「障害者権利条約が批准されたことを知っていますか」という設問でございます。こちらにつきましては、障害の有無にかかわらず、認知度は1割台とまだ低いというような結果となっております。

31ページをごらんください。問17です。「平常時で困ったとき、あなたが周りの方をお願いしたい支援は何ですか」、また、障害のない方につきましては「障害者へのあなたができる支援は何ですか」という設問でございます。こちらの回答としましては、身体障害と難病のある方は、特に公共交通機関を利用するときの手助けを求めておりました。また、知的障害者では、広く外出時の支援を求めているという結果となりました。一方、障害のない方につきましては、障害者に対し公共交通機関を利用するときの支援ならできるという方が多く回答されているという状況となっております。

続きまして、35ページをごらんください。4番、障害者の地域移行についてでございます。「障害者が入所施設で生活するのではなく、今後、住み慣れた地域で暮らしていくことについてどう思いますか」という設問につきましては、

障害の有無にかかわらず、障害者が地域で暮らすことへの共感が広がっている一方で、知的障害者では困難を感じている方が2割を超えているという結果となっております。

続きまして、ページを飛ばさせていただきますが、39ページをごらんください。問21「あなたは、成年後見制度について知っていますか。また、利用したことはありますか」という設問についてです。こちらの回答につきましては、制度の認知はかなり広がっているという状況にはありますが、利用者はまだ少ない状況であったという結果となっております。

続きまして、61ページをごらんください。8番の日常生活についてという内容となります。問32「あなたには、日常生活で困っていることはありますか」という設問につきましては、身体障害者、精神疾患か難病がある方では、健康状態に不安が大きく、知的障害者、発達障害者、精神疾患がある方では、将来の生活への不安が大きいという結果となっております。

63ページをごらんください。問33「あなたが困ったときに相談する相手は誰（どこ）ですか」という設問になります。全体的には家族や親族になっておりますが、それ以外につきましては、医療機関関係者、知人・友人、障害福祉課の窓口の順となっております。また、知的障害者と発達障害者では、通所している施設職員やさいわい福祉センターに相談する方も多かったという結果となっております。

続きまして、68ページをごらんください。問36「あなたは今後、どのような生活を送りたいと思いますか」という設問です。障害の種別にかかわらず、家族と暮らしたいと答えた方が多く見受けられました。精神疾患のある方では、ひとり暮らしの希望が2割を超えており、知的障害者ではグループホームの入居を希望している方が2割近くいる結果となっております。

続きまして、100ページをごらんください。すみません、100ページはグラフとページ数がかぶってしまっているところがございますが、問43になります。「あなたが受けている障害福祉サービスに満足していますか」という設問でございます。全体では3割近くの方が満足している一方で、知的障害者、発達障害者で必要なサービスが十分に受けられず不満足な方が1割、発達障害者では地域に受けたいサービスがないと答えた方が1割という結果となっております。

今回、障害のある方、また、障害のない方という形で2種類調査をさせていただきました。手帳をそれぞれお持ちの方々のクロス集計を載せさせていただいております。皆様から、今後どのようなクロスをかけていくべきか、また、そのような意見をいただいて、報告書等を作成していきたいと考えており

ます。

簡単ではございますが、説明のほうは終わらせていただきます。

**【委員長】** 今ご報告があったように、調査の対象が、障害のある方とない方という形で同一の質問をした問いと、障害のある方を対象にして必要なサービスやその満足度等の問いがあります。また、クロス表分析については、現時点では、保有する手帳、障害種別との関連を検討しているということです。

この後、委員の方々お一人お一人にこの結果についてご意見をいただきたいと思っております。その前に調査の結果自体について質問あればお伺いします。データの見方とかの質問ですがよろしいですか。

それでは、ご意見等をお願いいたします。

**【委員】** やはり自分のところの周知度がどれだけかというのは勉強になりました。実は第三者評価を受けたときにもいろんな形で広報活動が少ないというふうな指摘を受けていたのですが、13ページを見て、ご存じの方もいらっしゃるし、あまりという方もいらっしゃる。その辺は、課題だなと思いました。また、発達障害の方や難病の方の認知度とか利用が低いことを見ると、マンパワーをきちんと確保するとか、発達障害とか難病の方に支援の質を上げていくとか、力量をつけないといけないと感じました。

**【委員】** 精神障害者施設めるくま～るですが、認知度が低く、自立支援協議会自体も障害者は「協議会があることを知らなかった」の割合が61.1%。まず課題が数値化されたことで、障害者のための自立プランを立てていく上で、創意工夫が必要としていると考えます。日本のみならず、諸外国の福祉計画が充実しているところの仕組みを参考にしながら確実なものにしなければならぬと、アンケートの内容からそのように感じました。

**【委員】** この報告書はこれからまたクロス集計とかをしてもらえるとという話だったので、特に年齢層によってニーズが変わってくるんじゃないかなと思っているので、その年齢層を見て、特にうちなんか、知的障害とかの方が多いので、そういう意味でグループホームの必要性なんかがもうちょっと浮き彫りになるといいのかなと思っています。

それから、障害別でやっているんですが、身体障害と一言で、手帳ということで括っているんですけども、やっぱり人数も多いし、聴覚障害とか視覚障害とかいろんな方がいるという中の違いというか。障害の状況によってニーズが変わってくるので、そこら辺をどういうふうに踏まえていったらいいのかなというのがこれではなかなか見えないので、見えるようにする方法を考えないといけないのかなと思います。

あと、40ページの災害のところでは、災害の登録と、あと、問24では、



できることということで6割の方が支援の意向があるというふうな調査も出ているので、こういった市民の方の支援の意向がある気持ちをどう酌んでいくのかというところでは、全般的に障害のある方の意識調査ということになっているんですけども、障害というところでくくるだけじゃなくて、障害者としての市民という位置づけを、障害があっても一人の市民だというような位置づけをもっと持って、市民同士のかかわりみたいなベースができるといいのかなと思いました。

【障害福祉課長】 障害種別を聞いているところがあるんですけども、ただ、例えば聴覚障害の人とか視覚障害の人で抽出されてきているのが7%ぐらいずつなんですね。だから、その方の何を聞きたいのか。例えば、目の方だったら同行援護のところとクロスさせるとか、耳の聞こえない方だとコミュニケーション支援とクロスさせるとかということは、事務局からもオーダーは出そうと思っています。

【委員】 特に災害のところでニーズなんかが出るといいのかなという。

【障害福祉課長】 はい。

【委員】 こちらの調査結果ということでまとめられておまして、非常に全般的な項目についてアンケートがされて、しっかりした、かっちりした数字が出ているなど思っております。ただ、例えば、先ほども言われましたけれども、自立支援協議会を知っていますかということで、知らないという方が半数以上おられますので、今後こういったところ、自立支援協議会はこのような活動をしてこのように機能していますということを地域の方に知って頂きたいと思いました。

あと、自立支援法、総合支援法になってきまして、サービスというのはもう法律である程度決まっていますので、その中でやっていく限りにおいてはかなり充実して実施がされているという感じはするんですけども、その中身という点では……。今後、福祉計画ですとか、現在も障害福祉計画ということで数値目標とか実績とかそういった数字が上がっておりますけれども、その中身というものをどういうふうに見ていくのかというのが大事なのかなと思っているところです。

あと、この中で、障害への理解についてという項目がありまして、この障害への理解というのは、例えば障害者権利条約とか差別解消法とかそういったものを知っていますかという形でのものになっています。確かにそれは障害の理解ということについての重要な、全般的な項目だと思うんですけども、私どもの作業所に通っておられる方たちも、私の障害を本当に地域の方が理解してくれているんだろうかということについて非常に深い関心を持っている利用者

の方もおられまして、そういったことで職員のほうにもいろいろ質問したり、意見を言ってこられることが時々あるんです。そういったときに、障害の理解とは具体的には一体どういうことなんだろうかと思ひまして、法律を知っているということももちろん重要ですが、精神障害を理解するということは、では、具体的にはどういうことができるようになればいいのかなといったことが今後深めていけるといいのではないかなと思ひました。

それと同時に、最後のフリーのアンケートなんかもありますけれども、通ってこられております方とかを見ていますと、いろいろ困った状況というのが起きていまして、家はありますけど、非常に病状不安定で、今後生活のめどがなかなか立たないですとか、パーソナリティー障害ということで、そういったことに対してどういうふうにやっていったらいいのかというところで、やっぱり相談の充実というのが非常に大事ではないかなと思ひます。個々のさまざまなケースがありますので、そういったことに今対応して、私ども個々の事業者もそうですし、市役所とか病院とか、そういったところが本当にしっかり相談に乗って、問題を一つずつ、厄介ではあるけれども、解決していこうというようなことが実現していくといいのかなというふうにはちょっと思ひております。

以上のような形です。

**【委員】** 35ページの障害者の地域移行についてというところで一番思っているのは、50%近くの方が、障害のある方もない方もそれなりには理解を示していますけれども、うちの仕事のことで移動支援で出かけると、2人に1人はちょっと視線を感じながら歩いているということを実際仕事をして思っていると、それを解消するにはどうしたらいいのかなというのが大事かなと思ひます。

それと、87ページの児童通所サービス、放課後等デイサービスなんですけれども、これだと本当に「障害者」の、成人も入っての数字なので、とても少ないんです。今、実際、ほとんどの児童が、これを利用されている方がほとんどだと思うんですね。今利用している方たちが来年、再来年卒業したときに、卒業後、作業所に行った後の放課後のケアというか、その行き場がないということがすごく問題になっていると思うので、ここの数字がとても大事じゃないかなと思ひます。それで、この数字によって、成人の平日の余暇支援というのを考えていただきたいなと思ひています。

あと、自分の仕事のことで言えば、移動支援で知的の方が、やっぱり50%近くの方が利用したいと思ひているということに対して、事業所がどこまで対応できるかなという不安と、発達障害の方が今あまり利用している方がいないとか、実際対応できるヘルパーがかなり少ないということがあるので、何

とかしなくちゃいけないのかな、それにはどうしたらいいかなというのが感想です。

以上です。

【委員】 知的障害のある子どもの親の会（当事者団体として）として、25ページの3の障害への理解についてで愛の手帳の欄の認知率を見ますと、虐待防止法60%、障害者差別解消法ははまだ施行されていませんが、少なくなります。障害者権利条約の批准21.7%と当事者の認知が低いことが気になるところです。このような状況の下、障害のない方に少しでも障害のある人をご理解いただくためには相当な努力が必要と感じました。

次に、55ページの7のご家族や介護者について、障害のある方の全体で4分の3が家族と暮らしています。主たる介護者は、知的障害者と発達障害者は母親、身体障害者と精神疾患や難病がある方は配偶者が介助しています。58ページの「身体障害者、精神疾患か難病がある方の介護者は、70歳以上の割合が最も多く」とあり、知的の保護者の年齢は60歳以上が40%、先ほど他の委員もおっしゃっていましたが、60、70、80、90歳まで我が子を介助・介護せざるを得ない一人の人間としての人生で良いのか？ 政策として考えていただきたいと思います。

【委員】 早く進んだので、ちょっと考えられないんですけども、さっきお話がありましたように、障害者といっても、目の見えない人と聞こえない人はすごく違うと思うんですね。その辺で、「障害者が困っていることをご存じですか」だけだと、私たちの聞こえないこともどこまでわかっているのかという具体的な資料もないので、よくわからないんですけども、さっきもお話がありましたように、身体障害者といっても、中がいろいろ違う。目の見えない人と聞こえない人は大きな違いがあるので、ご存じですか、困っていることは何ですかと聞かれても、その答えが本当に障害者の中にはいろんな人がいるということをご存じの上で言っているんでしょうかね。どうかな、と今、考えたんですけども。

災害対策についてのところでも、実際に聞こえない人の対策については何も無いような気がするんですね。災害時の対策等についての40ページのところでも、身体障害者と十把一からげにして、困っていることは何ですかといっても、実際に細かく分類すると、聞こえない人が困っていることについては何も質問がなかったような気がします。ですから、障害をもう少し細かく分類していただけたらと思います。

【委員】 これを読みまして、今、初めて……。私は中途障害者の家族を持つ者なので、なかなか障害について知らないことがたくさんあります、正直な

ところ。壁にぶつかって初めて、ああ、どこに行けばいいのか。同じ障害であっても、やっぱり一人一人、求めるものが違いますので、そうすると、全然わかっていない。私自身がわかっていないというのはお恥ずかしいんですが、本当に、ああ、こういういろんなことがあって、皆さん知らなかったという答えがアンケートで、実際の家族の方たちもいらっしゃる。私たちも本当にわからない。だから、何かできれば、こういう機会だけではなくて、皆さんにもわかるような方法で、勉強会と言ったらおかしいんですけども、やはり集まり合って、少しずつ知らせていく、認知度を高めていくのがいいのかなと、私はそう思いました。

【委員】 きょうこの調査票を初めて見て、同じ障害でも目の不自由な方、耳の不自由な方、知的障害、精神障害、いろいろありまして、何か大変難しい問題ですが、どうして解決していくか、これから考えていかなければと思っております。障害もいろいろありますので、一つ一つ解決していくには大変だと思いますが、相談しながらやっていきたいと思えます。

【委員】 やっぱり知的障害者と身体じゃなくて、知的と精神と、比べるものも同じなんですけど、やっていることも似ているんじゃないかなと。僕、この間もその話をしたんですけども、施設に入っていると、職員にいじめられる。ここにもあるんですけど、暴力にしても、やっぱり預かっている人が大事なのに、職員が殴って殺して。千葉のあれ、虐待、この間ありましたよね。それを僕は今とっているんですけど、やっぱり世の中にこういう人たちがいると、家族たちが、何と言ったらいいかな、施設の中に……。それで、これ、福祉事務所も悪いんだよね。福祉事務所が、どこへ行きたいんだと言って選ぶでしょう、いろんな施設なんかを。そうするとやっぱり、手帳を持っていない人も案外いるし、いろんな人が入ったり出たりしているところに。だから、職員もやっぱり研修とかそういうものをもっとやったほうがいいと思うんです。そうしないと、いじめがなかなかとれないんですよね。これをつくったと云って、職員が殴って殺しちゃうんじゃない、どうにもならなくなって。そのやり方についてもっと、どういうふうに工夫をしたらいいのかを、役所もやっぱりその人のことを考えてほしいなと思っております。それだけです。

【委員】 こちらのアンケートの結果を見て、やはり障害がある方の地域での理解度というところが一番気になったところです。34ページで、10年前と比べて障害の理解が深まっているというふうに答えた方が半数以上いるという。この数字だけ見ると、あっ、よかったなと思うんですけども、もっと深く読んでいくと、障害者虐待防止法はたくさんの方が知っているけれども、その次の、先ほども他の委員がおっしゃったように、障害者差別解消法ですとか

障害者権利条約の批准とか、まだこれから先ではあるんですけども、そのことについてはほとんど理解がされていないというようなこと。

あと、35ページの地域移行についてという問いかけのところで、多くの方が「特に問題はない」と答えていながらも、「わからない」とか、あと「その他」という方も結構いるんですが、「その他」の内容ですとか、「わからない」のは何がわからないのかということをもっと突き詰めていく必要があるのかなというふうに感じました。

学校のほうでも、障害のことを理解していないがためのトラブルというのは年に幾つかあるんですね。それによって、やはり心を痛められる家族の方も多くて、どう広めていくか、理解を深めていくかということが問題になってはいるんですけども、今、学校のほうでは、この時期、お母さん方、親御さん方と、学習会というのを各福祉課のほうで持たせていただいている、今度、東久留米のほうでもありますけれども、先日、他市であったところで、やはり地域での障害をもっている方の理解を深めるには教育の力が一番大事なんじゃないですかという問いかけが実はあったんです。その方はお子さんが私の学校の特別支援学校を利用されているんですけども、副籍制度を利用して、地域の学校のほうにも行かれる機会があったんですね。そちらのところで、そのお子さんを副籍のほうの学校で最初に受け入れて全校生徒に紹介をするときに、その紹介された先生がすごく丁寧に障害について説明をされたそうなんです。そこで、聞いている生徒さんたちが、そうなんだとあって、とても温かく受け入れてもらったという経験をされて、すごくよかったと。やっぱり教育の力というのが大事なんですねということをお話しされていたんです。やはり地域をこれから支えていくのは、小学生、中学生、若い力がどんどん担っていくと思いますので、早い段階から障害についてきちんと教育を利用して広めていくということが大切だというふうに私もその場において強く痛感したところです。今後ともそういうところを利用していくのがいいのかなと、いい方法を考えていければと思います。

以上です。

**【委員】** もう既に何人かの方がおっしゃっているような内容と重複しますが、31ページの、平常時で困ったときに何ができるか、何をしてほしいかというところで、障害のない方の回答で、例えば「乗り物で席を譲る」というのが93.5%と、とても高いということは、何か困っている方がいらっしゃるって、何をすればいいのかというのがわかれば、協力してくださる方はたくさんいらっしゃるんだろうなと思うんですね。次いで、「階段の昇降や道路の横断」とかがちょっと低くなって、「車椅子を押ししたり持ち上げるのを手伝う」と

いうのがまた少し少なくなっているんですけども、このあたりの技術的な部分というのをご理解いただけるようなチャンスがあれば、こういった部分も結構支援してくださる方はふえていくだろうし、また、ここに書いてあるのは身体障害の方がほとんど対象になってくるのかなと思うんですけども、例えば精神の方とか知的の方とかも、何かあったときに声をかけてほしいとか様子を見に行ったりしてほしいというふうなご希望があるわけで、どういうときにどういってお声かけをしたらいいのかというのがご理解いただけるというか、皆さんに知っていただけるという、ここには出ていない別の形での支援というのも広まるんじゃないかなというふうに感じました。

それと、介護の方の負担ということで59ページに載っていますけれども、やはり家族の方とかが支援の中心になってきているんだと思うんです。数日、ちょっと長い期間の用事を入れられないとかというのがあって、かなり精神的な負担が多くなっていると思いますので、このあたりも何か公的な支援とかあれば、家族そろって健康に行けるのかなと思ったりしました。

【委員】　　まず5ページの年齢のところ、障害のある方では、答えた方は70歳以上の方が多かったということがありましたので、計画の中で、65歳以上は介護保険のサービスもありますので、障害者という部分ではどういったサービスを早目に準備するのかというのはやはり年齢の部分も少し考えていくことが大事なのかなと。基本は、若いときにその方たちができるだけ早く自立できるような形でサービスが展開できるようなものにしていくということがいいのかなと思っているので、その辺を皆さんと検討していけたらいいかなということの一つ思いました。

それと、13ページからの相談の窓口なんですけれども、今回のアンケートで、障害のない人からもアンケートをとっているところが、ここはすばらしくて、障害手帳だとかの申請者などにしっかり相談窓口を伝えていくということは大事ですけども、やはり障害のない人も広くこの窓口を知っておくという、この活動もあわせて大事だと思います。なかなかうちの施設を知らない方も多いというようなことも意見が出ていましたけれども、逆に、ああ、障害のない人もこんなに知っているんだということもここから見えるので、その中から自分のところを知った理由などを少し広げていきながら、市の中でみんなでこういった施設を知っていくということも大事なのかなと思いました。

あと、最後に、78ページからのサービスの利用なんですけれども、これは表で見ますと、「現在利用している」という人と「今後、3年以内に利用したい」という人よりも、「当面利用するつもりはない」というところが多く見えますけれども、実際に利用している人、今後3年以内に利用していきたいという、こ

この部分のサービスをどういうふうに確保していくかというところを少し皆さんと計画づくりの中では協議していけたらなと思いました。

【委員】 なかなかこの内容も難しく、障害のない人がわからないと言って、その数が一番多かったのがよくわかりまして、私もその一人なので、これから少しずつ勉強していきたいなと思っています。それだけです。

【委員長】 ありがとうございます。委員の皆様には一通りご意見等をいただきました。委員長の立場で恐縮ですけれども、私からも幾つか意見を言いたいと思います。

皆様が話したことと重なりますけれども、一つは、少し年代別の分析をしないとニーズについて明らかにしにくいところがあるということです。たとえば、就学前、学齢期、成人期、65歳以上などに分けて分析するなどです。

次に、さまざまな法や制度の理解について、障害のある方とない方の数値の差があまりなかったという印象があります。その背景は不明な点が多いのですが、障害のある当事者の方がもう少し知識を持っている必要もあるのではないかとということも実感としてはあります。一方で、ヘルプカードの理解だけは高いので、これは最近配布された影響があるのかもしれませんが。

また、3年以内に利用したいという希望の強い支援の中で現状の資源が不足しているものについては、少々力を入れて重点化していかないとニーズと実態が合わなくなる危険性があるということです。

最後に、障害種別をさらに細かく分類して検討しないとわからないこともありますが、逆にざっくりまとめると、知的障害と発達障害は比較的ニーズが近くて、身体障害と疾病は比較的近い結果になっているというデータは得られているのではないかと思います。

それでは、この後は、もう少しこういう分析を追加してもらいたい、この結果から障害福祉計画にこういうところを盛り込んでもらいたいなどの議論につなげていきたいと思っています。

今から10分ぐらい休憩とします。

( 休 憩 )

【委員長】 それでは、再開いたします。後半は、新たにこういう分析を追加したほうが良いなどについて、自由にご発言いただければと思います。現実には、できることとできないことがあるとは思いますが。

【委員】 先ほどもちょっと出たんですけども、一つは、今後の施策に反映させるためには、75ページのサービス利用についてというところは、いろんなサービス、年齢層によってニーズが変わってくるわけですし、クロス集計としては年齢別に出していただけるとありがたいなと思います。特に90ペー

ジのグループホームのところなんですけれども、これはもう全体の数字になってしまっているのので、愛の手帳のところでは「当面利用するつもりはない」というのが45.4%あるんですが、実際には、ここは多分学齢期の人たちの回答かなというふうに予想されるので、そこら辺は年齢別に分けてもらって、それぞれの事業の必要性みたいなものが明確に出てくるようにしていただけるとありがたいなと思っております。一つはそれです。

【委員長】 年齢別の検討については他の複数の委員からも提案がありました。私自身もそう思います、分析に加えるということによろしいでしょうか。実際は、5ページにある年齢にわかれるということです。残念ながら65歳で切ることはできません。

【障害福祉課長】 そうです。5ページは、ご本人の、当事者の年齢です。だから、例えばグループホームで言えば、20代から50代で知りたいというふうに言っていただければ出せます。逆に、さっき委員がおっしゃった児童通所支援については19歳までのところで見たいということができると思っていますので。

【委員】 年齢層の65歳以上の人たちのニーズというのはどういうふうに理解していったらいいんでしょうか。これは介護保険という分野で対応していくんだというふうに割り切ってしまうのか、障害のある人、手帳をお持ちの方の65歳以上、70歳以上の人たちはどういうふうに捉えて、どういうふうに支援をしていくのか、計画に反映していくのかというのがなかなか自分なんかも見えないので、もしわかる方がいたら教えていただければありがたいなと思っております。

【委員長】 65歳までは総合支援法による支援ですが、65歳になると基本的には介護保険に移っていくというのが現在の制度です。ですので、これまで、無償で使っていたサービスでも、年齢に達したら一定の負担がかかることになるということです。

【委員】 今、委員長が言われましたように、お金がかかるかどうかという違いもありますし、また、サービスの内容がちょっと違ってしまっていて、障害のほうでしかないというサービスがありますので。例えば作業所の利用ですとか、そういったものは介護保険のほうにはありませんので、そういったものはできれば65歳以上であってもご本人が希望すれば利用できるような形で今後ともやっていけるといいのかなというふうには思っております。

【委員長】 今回の調査ではその問題が上手にあぶり出されるわけではありません。また実際、東久留米だけは65歳を超えても障害福祉の制度でということを決められるわけではありません。今後その問題をどのように考えていく



かということは重要です。福祉計画に反映させることは難しいかもしれませんが、協議会として意識を持っているということは大事かと思えます。

**【障害福祉課長】** 今、委員のおっしゃった障害福祉サービスにしかないサービスについては、基本的に65歳を超えても本人のご意思があれば利用できるというふうにはしております、そういう基準を明確にしたものを最近作り直しておりますので、そこはそんなにご心配いただくなくてもいいと思います。生活介護みたいな、高齢者で言えばデイサービス、どちらでも選択できるというふうに一応してあります。生活介護と高齢者のデイサービス、あるいはデイケアというのは、ご本人の意向で生活介護に残るのも一応ありだというふうにはしています。ただ、ホームヘルプサービスについては、重度訪問介護のところはとりあえず介護保険が優先というのは基本線として崩していないので、これまで東久留米市のところでは例外なくお願いしています。ただ、特に重度訪問介護については今まで使っていた利用時間まではあわせて併用で使えるように直しました。なので、65歳を経過したときに、介護保険だけの支給限度額で抑えられてしまうということがないようにはいたしましたので、その点もちょっと使いやすくはしてあります。

ただ、利用者負担の問題は、そこはくつついてきまして、例えば102ページの「現在の利用者負担は適切だと思いますか」という質問をしたときに、結局70歳以上の身体障害や難病の方がこれを答えるときには、障害福祉サービスのほうの自己負担のことじゃなくて、介護保険の自己負担のことで恐らく答えていらっしゃると思いますので、基本的には非課税の方はそんなに障害福祉サービスの利用者負担がかかりませんので、ここまで負担が重いというのが出るはずがないんですけれども、こういうふうに出ているというのは、医療の自己負担とか介護保険の自己負担が加味された回答になっているというふうに捉えています。そこら辺が、ちょっと聞き方がまずかったかなというのは反省しています。

**【委員長】** 介護保険だけで必ずしも十分じゃないところは継続してサービスを利用できるけれども、費用負担については解決できないことがあるということでしょうか。市独自の取り組みでその点はできる限りフォローしているということだと思います。

また、身体障害をさらに細かく、例えば視覚障害、聴覚障害などに分類した検討も可能ではありますが、サンプル数が少ないという課題もあります。たとえば、聴覚障害のある方であればコミュニケーション支援など特徴的なサービスとの関連を見ていく必要はあると思います。

**【委員】** 一般的に、聞こえない人は見た目では障害がわからないから、聴覚

障害者をご存じですかというのは変だけれども、障害があるというのはどういう障害かご存じですかとかみたいに、目に見えない障害を具体的に聞いてもらいたいと思っています。また、聞こえない人は、動けるものですから、生活の中で何が困っているのか、気がつかない人がたくさんいると思うんですね。そういうふうにもっと聞こえない人のことを分けて、さっき理解って何かという話がありましたけれども、理解につながるような項目をつくってほしいと思います。

私たちは私なりに、1年に1遍、手話まつりという、市民を対象にした大きなイベントをやっていて、この前終わったばかりですけれども、そういう意味で少しずつ自分たちが発信してはいるけれども、果たして東久留米にいる人がこういう人のことをどれぐらい認識しているのかという部分で、知りたいという気持ちはあるんです。それと、手話まつりがどれぐらいの結びつき、今までの実績でどのぐらい浸透しているかというのを知りたいので、私としてはもっと細かく聞いてもらいたいなと思うんですけど。

【委員長】 例え、身体障害の手帳をお持ちの方々について、その実態や使いたいサービスの関連を見ていくなどの検討でしょう。

【委員】 災害のところなんか、特にそこら辺の障害状況によって支援の仕方が変わると思うので、ぜひそこはやっていただけるとありがたいと思います。

【委員長】 災害に必要なこと、使いたいサービスなどについて、少し丁寧に関連を見ていくということですね。

【委員】 精神障害者の場合も、まさに、多様であるといいますか、同じ統合失調症といえども、一人一人、その障害特性というのはまるで違うというケースがたくさんあります。また、パーソナリティ障害の方もおります。これなどは非常に複数混じり合った疾病をいっぱいもっておられる方で、この人たちをどう分類して、数値化して、そして福祉計画等々に載せていくかということでは、ものすごくこれは大変な作業であり、また、このタイトルに、例えば、精神障害者としてあなたは差別を感じたことはありますか、どんなときですか、または、健常者であれば、差別をしたことがありますか、どんなときですかというようなことも質問事項とし、前者に言ったものと合わせて精査していくことによって、恐らくもっと認知度というか、そういったものが、一般の方々にも精神障害者じゃない方にも、また、精神障害者自身にも安心と、その他健常者の方も理解していくというふうにつながっていくと思います。

それに当たっては、先ほどおっしゃられた方がおると思うんですけども、やはり精神障害者の方も地域の中で皆さんの隣に暮らしております。その中で、風貌からは全くわからないという方がほとんどだと思いますので、やはり教育

の必要性というのが、児童期あたりからやっていくということが必要なのではないかなと考えています。

【委員長】 大切な意見、ありがとうございます。今回のアンケートだけでは、その検討は難しいので、次回以降、あるいはこの協議会独自に障害理解について検討するというのは大切な視点かと思います。

【委員】 今、委員のほうでおっしゃったことと関連するんですけども、46ページのところに手帳の所持ということであるんですけども、精神障害者保健福祉手帳の場合には40.3%で、ほかのところがほぼ100%。これはもとの数がそういうあれなのでという部分もあるんでしょうけれども、40%という実態がありますので、なぜとらないのかというところに、やはりその難しさというものが表われているのかなと思いました。

それともう一つ、ちょっと別のことなんですけれども、90ページに、グループホームを利用したいかどうかというところがあります。これは精神障害の方で見ますと、「今後、3年以内に利用したい」が4%ということで非常に低いと思うんですけども、これはご本人の希望という数字が4%ですので、ご家族とか医療機関とか福祉関係者とかそういったところではやはりこの方にはグループホームを利用されるといいのではないかなという数字が別のところにあると思いますので、そういうこともちょっと加味して見ていただけないかなと思っております。

【委員長】 先ほどの委員のご発言ともつながりますが、精神疾患の通院の方は手帳をもらっている方が4割で、無回答を含めて、それ以外の方が6割と分類されています。手帳を取得されている方とそうでない方でサービスの利用の差異があるのではないかということの検討はできるかもしれないなと思います。

また、この調査に回答されている方が3ページにありますが、本人が回答されている方と、ご家族の方が回答されている方に分かれています。愛の手帳を取得されている方はご家族の方の回答が圧倒的に多いので、もしかしたら本人が回答されている場合とご家族が回答されている場合で使いたいサービスが変わってくる可能性はあると思います。

【委員】 今の3ページの誰が回答しているかというところでは、愛の手帳と発達障害のところはご家族の方の回答が多いんですね。そこをあわせて、57ページの、主たる介護者は誰かというところを聞きますと、知的と発達では母親、その他では配偶者が多いということで、障害を抱えている方を支援する世帯の体系が結構違うというところで、支援内容が少し差があったりですか、そういうことがないのかなというところも少し見ていくと、どういったポ

イントで障害別の一つとして支援していけばいいかということがちょっと見れるといいかなとは思っています。

【委員長】 ご本人が回答されているのか、それともご家族の方が回答されているのか、配偶者か親かで違いはありますけれども、使いたいサービスに違いがある可能性があるということですね。そのこのところも、もし分析可能であればしていただければと思います。

【委員】 これだけの各事業所等が集まっているわけですから、事業所自体に対するアンケートというのも一つ計画に対するファクターになるんじゃないかなと今、思いましたけれども、いかがでしょう。

【委員長】 それでは、コンサルタントの方から、今の議論を踏まえてご回答いただければと思います。

【コンサルタント】 今いただいた部分につきましては、クロス集計という部分は可能になるかと思えます。しかし、先ほども幾つかお話がありましたけれども、回答者の数が少なかったりするところがございます。その部分につきましては、信頼性という部分が若干欠けてしまうという部分があるかなと思えますので、例えば、先ほど課長さんからもお話がありましたように、年齢で見えていくのであれば、何歳から何歳までという部分を一つの区切りとして見ていくとか、そういうような集計方法という部分をとっていかなければいけないかなとは思っております。お話があった部分のクロス集計については、数値としてはお示しできるかなというところは、出せるとは思えます。しかし、やっぱりその辺の母数のデメリットというところがあるかなと思えますので、その辺はご承知していただいて、数値のほうは提示をさせていただきたいなと思っております。

【委員長】 そのようなサンプル数の問題を含みつつ、できる範囲で分析をできるところは進めることが必要かと思えます。

もし何かさらに分析があれば、個別に福祉課までご連絡ください。20日までお願いいたします。

【障害福祉課長】 次回でもいいです。

【委員長】 時間が押してしまっていますが、結果を踏まえた障害福祉計画の検討を少し行います。サービスを新規に案出することは難しいので、既に存在するサービスのうち、これから3年間でもっとここが必要だとか、そうしたご意見はございませうでしょうか。

【委員】 このグラフも、老眼なので、もっとわかりやすいようなグラフはほかにはないのかな、みたいな。

【委員】 わかりません。一生懸命、目を凝らして。

【委員】 わかりませんよね。何かいろいろ、色をつけるとか、何かアイデアがあったらいいなと思います。すみません。

【委員】 このアンケートには自由記述がありました。今回の資料にはありませんでしたが、その記述から数字の裏づけや今後の計画策定につながるものが見えてくるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

【委員長】 自由記述については、現在、入力かつ分析中だということですが、補足はありますか。

【コンサルタント】 今回皆様からアンケートをいただいた中で、結構自由記述、また、「その他」の部分で書いていただいている調査票がございました。申しわけございません、今ちょっとその辺の入力をさせていただいておりますので、また次回の委員会の中で、どのような意見が出てきたのか等々をお示しさせていただきたいと考えております。

【委員】 お願いします。

【委員長】 それでは、次回、さらなる子細な分析結果と自由記述の結果を検討し、委員の皆様からは障害福祉計画への反映についてご意見をいただければと思っております。

【委員長】 それでは、次に、議題の3、事業者アンケート及び団体アンケート案について、事務局、よろしく願いいたします。

【障害福祉課長】 先ほど委員からもありましたけれども、資料4の事業者アンケートを市内の全事業者に向けて出そうと思っております。

この調査結果を踏まえた形で、要点をある程度絞って、例えば、障害者差別解消法に関する認知度が低かったこと、これの周知を広げなければいけないということが一つ大きな課題として出てきてしまったので、そのことに関して。

それから、地域移行に向けて、今回のアンケート調査を踏まえてのご意見。

それから、災害時のことで、事業所としてできる支援。既に二次避難所の開設ということで協定を結んでいただいている事業者も8カ所あるんですけども、そういうことであるとか、災害時の安否確認のことであるとか、そういうご協力いただける事項について尋ねたいと思っております。

あと、就労の関係ですね。今回やっぱり就労への希望が非常に強く出ましたので、それに関して事業所としての意見。市として何ができるのか、あるいは事業者としてこういうことができるということがあれば挙げてほしいというのが4番目です。

5番目が、サービス満足度に関して、おおむね3割の方が満足されているわけなんですけれども、知的・精神障害者では満足していない方も2割以上いるということ、あと、サービスの質の問題を指摘している方もいらっしゃいまし

たので、各事業所の中でそういうサービスの内容について課題になっていることを挙げてほしいということです。

6番目がちょっと重要なところなんですけれども、需要対供給で、需要に対して事業者さんとしてどのぐらいの供給ができるということを考えていらっしゃるかどうかということをこの時期に問いたいと思います。

それが全て計画の中に位置づけられるかどうかはわかりませんが、とりあえず計画していることを出していただくというのが一つ大きな目的です。

あとは、障害福祉計画に限らず、今度障害者計画のほうに関して言えば、教育とか療育とか住宅とか、そういうテーマの中から特に事業所として興味のある課題、テーマを挙げていただいて、市が取り組むべきと思う施策について書いてほしいというような中身でございます。

これを市内の全ての事業所にお出しして、31日までに回収をして、その取りまとめをしていきたいということです。

引き続きまして、団体アンケートのほうもほぼ中身的には同じですけれども、団体ですから、さっきのサービスに関する供給のところはないですが、各団体として重点的に取り組んでいることを挙げてもらうということです。団体についての選択は、すみません、この協議会に参加していない団体や難病の団体などを中心に考えております。相手によっては、特に難病の方なんかはこちらからお伺いするとか、そういうヒアリングの形をとることも含めて考えております。とりあえず紙ではこういうことをお聞きしたいということで先に周知をして、それでヒアリングを行うという運びを考えています。

簡単ですが、そのようなことで事業者アンケート、団体アンケートを行って、団体アンケートについては特にこのアンケート調査から抽出し切れていないようなところに主に焦点を当てていきたいと思います。例えば、今回、発達障害児というのは39名抽出されているんですけれども、非常にまだ少ないので、そこであるとか、難病の団体などを考えています。また、特別支援学校では、協議会の委員をお願いしていない特別支援学校であるとか、そういうところを考えております。そこら辺、団体の選択については事務局にお任せいただければと思っております。障害の範囲をなるべく広くとり、偏りがないようにしていきたいと思っております。

**【委員長】** 事業者のアンケートは全ての事業所が対象で、団体アンケートは自立支援協議会に参加していない団体を中心に行うということです。基本的には郵送法になりますが、一部は面接法も含めるということです。

質問内容についてはほとんどが同じで、6番の事業展開のところだけが異なるということだと思います。

【委員】 1つ質問なんですけれども、5番目の市民意識調査によるサービスに満足していない方が14%というふうになっているんですが、これは先ほどの報告書の中に出てくる数字なんですか。

【障害福祉課長】 はい。そのつもりなんです。100ページです。「必要なサービスを受けられており大いに満足」と「ほぼ必要なサービスを受けられており満足」が、合わせると全体では3割ぐらいと。それで、その下の「ほぼ必要なサービスを受けられているがサービスの質に満足できない」から「必要なサービスが十分に受けられず不満足」「受たいサービスが地域になく不満足」を合わせると、14%ぐらいになったんだと思います。

【委員長】 数値をみると、ほぼ満足が合わせて3割程度。必ずしも満足じゃない人たちが14%ぐらいです。

【委員】 ちょっとこの14%の数値が非常に気になる場所なんですけれども、もう少し具体的な中身みたいなものがわかるとありがたいかなと。B型なのか、移行なのかですとか、そういったことはあれでしょうか。グループホームなのか。あるいは、どうして不満足なのかというようなことが。

【障害福祉課長】 そこは自由意見も聞いていないですよ。

【管理係長】 そうですね。

【委員】 その質。どういう質なのかという。

【委員長】 どういう質なのかというのはわかりません。

【委員】 そうしますと、事業所のほうで想像して書くという形になりますでしょうかね。

【障害福祉課長】 これは結果なので、事業所として日ごろ感じていることがあれば、それを書いていただければいいと思います。

【委員】 わかりました。

【委員長】 この14%を少し丁寧に書いたほうがいいんじゃないかという。

【委員】 そうですね。そうしていただけますと。

【委員長】 その14%の中身を、質に満足できない人が7.5%、そのぐらいは書けますよね。

【障害福祉課長】 はい。

【委員】 その後の2割以上というところもできればちょっと具体的に書いていただけますと。

【委員長】 発達障害の方は、質の問題よりは量の問題と、あと、サービスがないということですね。

【障害福祉課長】 そうなんです。「存在していない」が多いです。

【委員】 その後の「半分がサービスの質に満足できていない」というのも、

これも非常に大変な状況かなと思います。3行目のところですけども。

【委員長】 ほか、いかがでしょうか。

【委員】 各事業所はこのアンケートを保護者の方にしているというのは、内容は各事業所はわかっているんですか。施設代表者会議かなんかで配りましたっけ。

【管理係長】 協力依頼は出しました。

【委員】 何かこれがポンと送られてきて、書くのがすごく難しいかなと思うと、少なくともこういうのを送りましたよというアンケートぐらいつけたほうが。

【障害福祉課長】 つまり、この速報もつけたほうが良いということですか。

【委員】 じゃなくて、質問内容ぐらいをつけてもらえば、ああ、こういうことを聞いたんだなということがわかると、多少書きやすいかなと思うんですけど、これがポンと送られてきて、なかなか難しいかなと思います。

【委員】 これを送ることは可能なんですか。

【障害福祉課長】 では、検討します。結果を送ることと、検討します。時間がかかってしまうかもしれないですが。

【委員長】 最終的な結果は恐らくは事業所に配られると思いますが、中途の段階でもあったほうが良いということですよ。では、そうしていただければと思います。

ほかに。

【委員】 知的障害者もやっぱり「3度」「4度」が何もなくて、サービスが。そこのところも数が入っているんですか。聞きたいんですけど、「4度」「3度」、何にもサービスが入ってなくて、介護も入れてもらえてなくて。それで今、困っている人が山ほどいて、それでも役所は黙っているんですかと僕は聞きたいんですけど。度数のこともちょっとやってもらいたい、本当のことを言って。

【委員】 区分はある。

【委員長】 度数によって使えるサービスがあったりなかったりするという課題ですか。

【委員】 全然ないですよ、はっきり言って。

【委員長】 「3度」「4度」ですよ。

【委員】 そう。そこのところも何とか。役所もまだ直していないし、そのままなんだけど。とっているけど、年金もとって、そのままやっているけど、どうなんですか。

【委員長】 今については、ここはまだ一括のデータなので、そういった分析ができるかということだと思いますけれども。



【障害福祉課長】 このアンケートのことじゃなくてですかね。

【委員長】 手帳の度数との相関は出すことができますか。

【コンサルタント】 47ページに愛の手帳をお持ちの方で度数を聞いていますので、ここの部分でクロスをかけていくということは可能かなと思います。

【委員長】 では、できる範囲になりますか、次回に手帳ごとのサービスの利用を出すことでよろしいですか。

【委員】 いいです。全部やったほうがいいね。

【委員長】 では手帳の度数との相関を検討します。その結果をすぐには書けません、それはよろしいですか。

【委員】 はい。

【委員】 意見と、事業所としてできるということなんですけれども、ご意見は計画策定について事業所として、例えばどんなようなことを計画に盛り込んでもらいたいかという意見でいいでしょうかね。

【障害福祉課長】 そうです。

【委員】 要するに、事業所としていろいろ困っていることがあって、その困っているためにこうしてくださいというような意見じゃなくて、計画の中で障害者施策としてこんなことが必要だと思いますというようなところを書いていただいて、それに向けて自分のところはこんなことができるよという書き方がいいということですよ。

【障害福祉課長】 はい。

【委員】 わかりました。

それと、災害のところの部分では、これは事業所さんというのは入所施設も入れるんでしょうか。通所施設だけでしょうか。

【障害福祉課長】 入所施設は1カ所だけ市内にあるので、そこは出します。

【委員】 わかりました。ちょっと入所施設と通所施設だと、災害時に、もう支援する対象者を初めから抱えているところと実際には毎日生活は一緒にしていないところではサービスが違うので、その辺の災害についての支援の書き方としては、今の計画に向けてということだと、自分のところの担当の人とはともかくとして、全体の災害の計画とか障害の計画の中でこんな役割をしますよという書きぶりなのか、それとも、何か災害については自分のところに来ている人をどういうふうに支援するかみたいな書きぶりになってしまうのかなというのが。

【障害福祉課長】 多分そうだと思いますけどね。自分のところの利用者さんに関するものが主に出るのかなとは思いますが。ただ、一般的にこういうことも例示としては期待したいところはあるんですという意味です。

【委員】 では、ご意見とか、事業所としてできることって、あえて書いていない部分は、ご自分のところの担当の入所者だとかを見て、どんなことができるかということを書くのでもいいということですか。

【障害福祉課長】 構わないです。特に安否確認なんかはそうだと思うんです。

【委員】 何かいつも日ごろ事業所さんが困っていることを書いて、それを行政にこうしてくれみたいな書きぶりにならないほうがいいかなと。もうちょっと全体を見回して、計画にこんなことを反映してくれたらいいかな、みたいな書き方のほうがいいかなと思ってはいるんですけど。

【委員長】 わかりました。アンケートの冒頭に障害者計画と障害福祉計画の参考にするとは一応書いてあるんですが、ここをもう少し明瞭な形で、書くということにしたいと思います。

【障害福祉課長】 了解しました。

【委員長】 それでは、これらのアンケートをとりながら計画策定を進めてまいります。

それでは、以上で用意していた議題は全て終了です。最後に、報告事項です。事務局、お願いいたします。

【地域支援係長】 資料6をごらんください。「障害者差別解消法における合理的配慮」という資料なんですけれども、担当の主査が本日公務で出席できませんので、私が代わりに説明させていただきます。

昨年に続き、山本あおひ先生をお招きして研修をやります。

概要なんですけれども、申し込みの締め切りが11月5日ですので、ファクスにてお送りください。研修案内はこれから各施設にもメールでお送りいたします。予定が間近にならないと未定の方は当日参加も可能ですが、今回は研修の内容でグループ討議があるため、できるだけ締め切りまでに参加申し込みをお願いいたします。

以上です。

【委員長】 これは前回の協議会で共催としてお認めいただいた内容です。一般の方も、施設以外の他機関の方も歓迎いたしますので、広く委員の皆様から周知していただければと存じます。

【地域支援係長】 続いて、資料7のほうをごらんください。小山選手の講演会の後援要請が来ております。申請書を見ていただいて、裏面のほうに後援要請のあった小山選手の講演会の概要が載っております。そちらを見ていただいて、後援のほうをしていただきたいということなんですけれども。

【委員長】 後援の名義使用承認です。協議会の名義使用ということで承認

したいと思います。

【委員長】 小山選手については2月ですので、また詳しい資料が入るのかもしれませんが、これについても多くの方にご周知いただき、ご参加いただければと思います。

それでは、次回等の予定です。次回、第4回は11月11日で、開催時刻は14時半とします。11月11日の14時半から17時まで、会場は市役所の703室です。内容は、さらなる調査の分析の結果と福祉計画に対する素案の検討で、今回の調査結果等を踏まえてご意見等いただければと思います。

それから、第5回は12月開催の予定ですが、今年度最後の第6回は、昨年に準じまして、市民公開型にしたいと思っております。日時は2月11日の午前中で、今年度最後の協議会にしたいという予定でおります。

それでは、これをもちまして第3回の自立支援協議会を終了したいと思います。

— 了 —